

# 保険証廃止反対！オンライン資格確認・

## マイナンバーカード強制反対！

河野デジタル担当大臣が突然(2022年10月13日)、“マイナンバーカードの普及・利用の取り扱いについて”の記者会見で「2024年秋にこれまでの保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証の一体化を目指す」と表明。

記者から新生児などの保険証は?と聞かれれば「総務大臣・厚生労働大臣と一緒にこれから検討」と。カード取得していない人にはどう対応するか?に対して「ご理解いただけるようしっかり努力する」と健康保険制度との関係をまったく整理していない状態でした。

同日、厚生労働大臣は記者会見で2024年秋の健康保険証廃止の方針に関し「マイナンバーカードがない人にも公的医療保険による診療を受けられるよう丁寧に対応を検討する」と。

4ヶ月前の「骨太の方針」ではマイナンバーカードの健康保険証と現在の保険証の併存を示していたのに…

マイナンバーの根拠法である番号法17条1項ではマイナンバーカードの取得は“申請主義の任意である”ことが規定されていることから、河野大臣の発表では結果的にカードの取得義務化となってしまうのではと多くの方から批判が出ています。

記者質問に対し“義務”と最後まで言わずただ「ご理解を」と言い続けた河野大臣の発表の姑息性が現れています。(義務化は番号法違反になるから)

医療現場の医師、患者の住民、弁護士等が集まった「マイナ保険証」反対の院内集会が開かれました(2022年11/17)。

全国保険医団体連合会会長からは「突然の発表で医療現場では大混乱。十分な国会審議もなく、まるでマイナンバーカードが義務化であるような変更は許せない。地域医療・国民皆保険を守るためにも保険証廃止反対・オンライン資格確認の導入義務化の撤回を求めていく」との開会の挨拶。

東京保険医協会の吉田さんからは保険証のマイナンバーカード化に大きく係わる「オンライン資格確認システム導入の義務化」について詳しく分析し問題点が指摘されました。

《まずこの間の経過を説明…》

“オンライン資格確認等のシステム”を導入して医療機関・薬局の窓口で患者の方の直近の資格情報(加入している医療保険など)が確認できるようにし、誤請求などの事務コストを削減するためのもの。“”マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより医療機関や薬局において特定健診等の情報を閲覧できるようにするもの。“で即ち”安心安全で質の高い医療を提供する“医療DXの基盤”だと厚労省は説明。

8/10には中医協答申で「このオンライン資格確認システムの導入が2023年4月から『療養担当規則』に記載され義務化される」と。

8/24療養担当規則の説明では「療養担当規則に違反すれば保険医取り消しも…」と。



そして10月13日の河野大臣が「2024年秋には保険証の廃止を目指す」と。

《医療DXの基盤の具体化について批判しました。》

医療DXの基盤とは「全国医療情報プラットフォーム」の創設であり、このプラットフォームでは患者のプライバシーは無いに状態になってしまうのだと問題点を指摘。

センシティブな医療情報＝“予防接種情報・自治体検診・介護情報・感染症・難病関連情報などがオンライン資格確認システムで一元管理され、医療機関、自治体、介護事業所だけでなくPHR（パーソナルヘルスレコード：各個人の一生の医療情報記録）事業者といった民間事業者との間でも利活用されるもの。

それ故①個人の生涯にわたる連続的な病歴が全国の医療機関で利用可能になることで患者の自己情報コントロール権がなくなりプライバシー侵害になる。

②サイバー被害の危険性：医療機関の中には電子カルテが通常のインターネットと接続しているところもあり、現時点でこのようなシステムを義務化するのには日本の医療システムを危険にさらす。

③“顔認証”の危険性：医療機関で撮影する顔とマイナンバーカードに格納されて顔情報と比較する顔認証ですが、すべて顔情報がJLIS（地方公共団体システム機構）に一括管理されています。“生体認証の顔認証”を導入するマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムですが、世界はこの顔認証には問題があると捉えEU、米国では規制されています。監視社会への導入とも指摘されています。

なのに日本はこのシステムをマイナンバーカード保険証＝オンライン資格確認システムとして積極的に導入しようとしています。

マイナ保険証の導入やオンライン資格確認等システムの義務化は、まさに医療情報の利用について十分な議論がないまま“利活用”だけが前のめりの状況。（デジタル法の目的はビックデータ・パーソナルデータの民間を含めた利活用と情報一元管理）

医療のみならず社会全体に危機をもたらすと批判しました。

番号法違反すれすれの“マイナンバーカード強制へ”の記者会見までして導入しようとする政府には民主主義はあるのでしょうか？

“カード取得は任意（申請主義）”を変えたいなら国会で議論し番号法を変えるべき。なのに一大臣の記者会見で変えてしまうような（はっきり義務といわず）行動をとるのは法治国家でも民主主義でもないのでは…

国会議員も劣化し、国会で「事実上義務なのに何故カード普及に2兆円以上の金を使うのか？」と2兆円を問題視する野党議員。“義務は法律違反で問題だ”と批判すべきなのに。

ちなみに10月末カード取得率は50.5%で6354万枚。昨今のカード取得者の取得理由はマイナポイント2万点（2万円）が出るからが88%とのことです。又、医療機関のカードリーダー申請施設は84%だが、実際運用開始してる施設は32.4%だけ。

運転免許証・健康保険証をマイナンバーカードに一体化しようとするのは生体認証＝顔認証で個人情報を一元管理し“監視”と“民間での自由な利活用の促進”にあることが明らかになりつつあります。“個人の尊厳＝個人情報”を侵害するマイナンバー制度に対して「いやなものはいや！」とはっきりと言っていきましょう。

批判!

